

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係政令の整備に関する政令案について

令和3年7月
特許庁

I. 政令案の趣旨

特許法等の一部を改正する法律（令和3年法律第42号）の施行に伴い、特許法施行令（昭和35年政令第16号）等の関係政令について所要の改正を行う。

II. 政令案の内容

○. 特許料等の料金改定

特許料、登録料（実用新案、意匠、商標）等について、別紙のとおり改定する。

III. スケジュール（予定）

令和4年4月1日（予定） 公布・施行

料金改定案（特許・実用新案）

		根拠条項	改定前（現行）	改定後
特許	出願料	特許法別表中第1号	14,000円	14,000円
	審査請求料	特許法別表中第9号	138,000円 + 請求項数×4,000円	138,000円 + 請求項数×4,000円
	特許料 (第1年から第3年まで)	特許法第107条第1項	毎年2,100円 + 請求項数×200円	毎年4,300円 + 請求項数×300円
	特許料 (第4年から第6年まで)		毎年6,400円 + 請求項数×500円	毎年10,300円 + 請求項数×800円
	特許料 (第7年から第9年まで)		毎年19,300円 + 請求項数×1,500円	毎年24,800円 + 請求項数×1,900円
	特許料 (第10年から第25年まで)		毎年55,400円 + 請求項数×4,300円	毎年59,400円 + 請求項数×4,600円
実用新案	出願料	実用新案法別表中第1号	14,000円	14,000円
	技術評価請求料	実用新案法別表中第5号	42,000円 + 請求項数×1,000円	42,000円 + 請求項数×1,000円
	※登録料 (第1年から第3年まで)	実用新案法第31条第1項	毎年2,100円 + 請求項数×100円	毎年2,100円 + 請求項数×100円
	※登録料 (第4年から第6年まで)		毎年6,100円 + 請求項数×300円	毎年6,100円 + 請求項数×300円
	※登録料 (第7年から第10年まで)		毎年18,100円 + 請求項数×900円	毎年18,100円 + 請求項数×900円

料金改定案（意匠・商標）

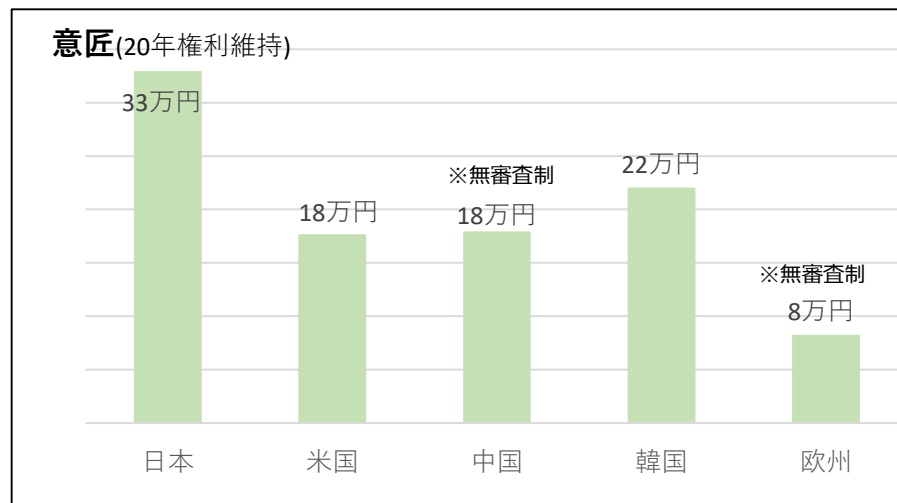
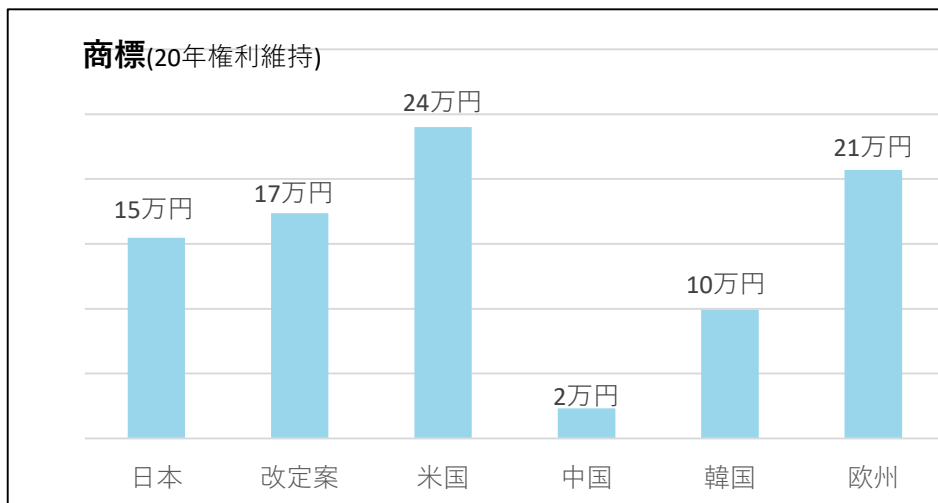
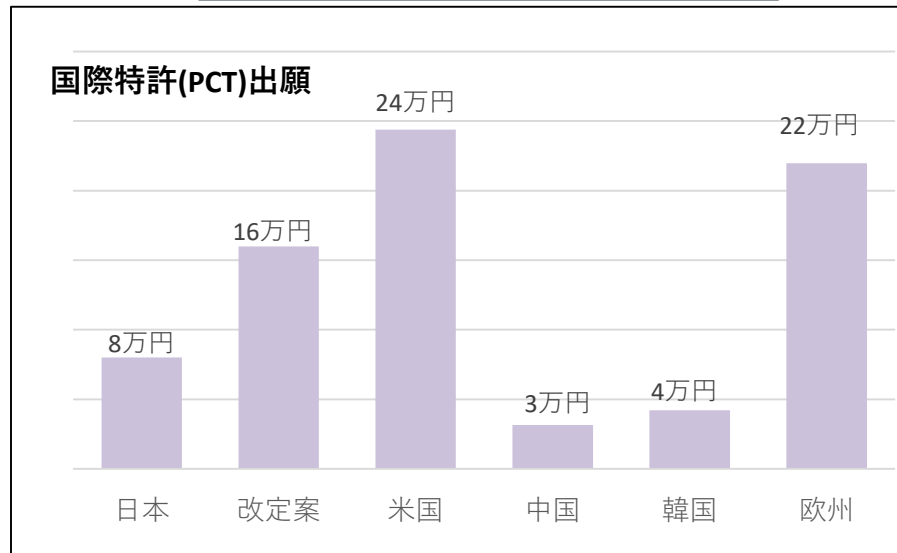
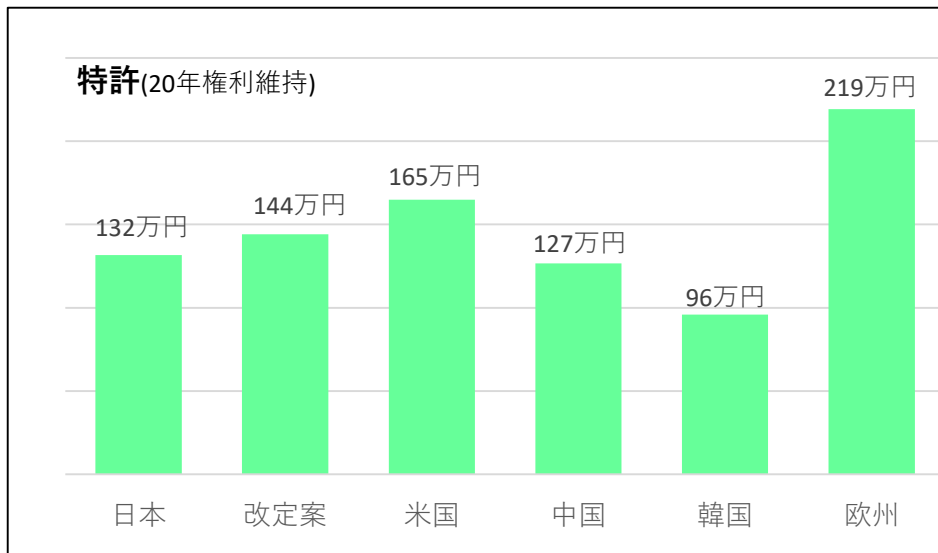
		根拠条項	改定前（現行）	改正後
意匠	出願料	意匠法別表中第1号	16,000円	16,000円
	登録料 （第1年から第3年まで）	意匠法第42条第1項	毎年8,500円	毎年8,500円
	登録料 （第4年から第5年まで）		毎年16,900円	毎年16,900円
商標	出願料	商標法別表中第1号	3,400円 + 区分数×8,600円	3,400円 + 区分数×8,600円
	防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間更新登録出願	商標法別表中第2号	6,800円 + 区分数×17,200円	6,800円 + 区分数×17,200円
	登録料	商標法第40条第1項	区分数×28,200円	区分数×32,900円
	登録料（分納額）	商標法第41条の2第1項	区分数×16,400円	区分数×17,200円
	更新登録申請	商標法第40条第2項	区分数×38,800円	区分数×43,600円
	更新登録申請（分納額）	商標法第41条の2第7項	区分数×22,600円	区分数×22,800円
	防護標章登録料	商標法第65条の7第1項	区分数×28,200円	区分数×32,900円
	防護標章更新登録料	商標法第65条の7第2項	区分数×33,400円	区分数×37,500円

料金改定案（国際出願関係）

		根拠条項 (特許協力条約に基づく 国際出願等に関する法律)	改定前（現行）	改正後
PCT	送付手数料+調査手数料 (日本語)	第18条第2項表1の項	80,000円	<u>160,000円</u>
	送付手数料+調査手数料 (英語)		166,000円	<u>186,000円</u>
	送付手数料	第18条第2項表2の項	10,000円	<u>17,000円</u>
	国際調査の追加手数料（日本語）	第8条第4項第1号	60,000円（1発明毎）	<u>105,000円（1発明毎）</u>
	国際調査の追加手数料（英語）	第8条第4項第2号	126,000円（1発明毎）	<u>168,000円（1発明毎）</u>
	予備審査手数料（日本語）	第18条第2項表3の項	26,000円	<u>34,000円</u>
	予備審査手数料（英語）		58,000円	<u>69,000円</u>
	予備審査の追加手数料（日本語）	第12条第3項第1号	15,000円（1発明毎）	<u>28,000円（1発明毎）</u>
	予備審査の追加手数料（英語）	第12条第3項第2号	34,000円（1発明毎）	<u>45,000円（1発明毎）</u>

		根拠条項	改定前（現行）	改正後
意匠	国際意匠登録出願の個別指定手数料 (出願料・登録料相当分)	意匠法第60条の21第1項	74,600円	74,600円
	国際意匠登録出願の個別指定手数料 (更新登録料相当分)	意匠法第60条の21第2項	84,500円	84,500円
商標	国際登録に基づく商標権の 個別指定手数料（出願料相当分）	商標法第68条の30 第1項第1号	2,700円 +（区分数×8,600円）	2,700円 +（区分数×8,600円）
	国際登録に基づく商標権の 個別指定手数料（登録料相当分）	商標法第68条の30 第1項第2号	区分数×28,200円	<u>区分数×32,900円</u>
	国際登録に基づく商標権の 個別指定手数料（更新登録料相当分）	商標法第68条の30第5項	区分数×38,800円	<u>区分数×43,600円</u>

(参考) 料金の国際比較



※特許：請求項数→審査時10、登録時8、ページ数40で計算
(欧州は欧州特許庁に出願し、5年目にドイツに移行した場合)

※商標：電子出願、区分数2、商品・役務数10以内で計算
米国は使用宣誓書の提出及び使用証明にかかる権利維持費用を含む

※1ドル=100円、1ユーロ=115円、1元=15円、1ウォン=0.085円で算出

※意匠の保護期間：中国は出願から10年、米国は登録日から15年

(参考) 海外との比較 (特許料)

米国は他国と異なり、3回の特許料等の納付により最大20年間権利が維持される。
それぞれの納付額を、対応する権利維持期間に均等に配分して比較した。

料金項目 (米国)	金額	
特許発行手数料 (登録料)	\$1200	1-4年目に対応
維持手数料 1 (3年6月までに納付)	\$2000	5-8年目に対応
維持手数料 2 (7年6月までに納付)	\$3760	9-12年目に対応
維持手数料 3 (11年6月までに納付)	\$7700	13-20年目に対応

(注) 日本と韓国は請求項 8
として計算した。

1\$=¥100

1元=¥15

1₩=¥0.085

